

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年3月12日 11時50分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市桜島港北方沖 桜島港西防波堤灯台から真方位347° 1,660m付近 (概位 北緯31° 36.5′ 東経130° 35.6′)
事故の概要	貨物船は、南西進中、また、漁船第三すず風は、錨泊中、両船が衝突した。 第三すず風は、浸水して沈没した。
事故調査の経過	平成28年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 B 漁船 第三すず風、3.6トン KG3-38067（漁船登録番号）、個人所有 7.96m (Lr) × 2.40m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、128kW、平成10年10月10日 第295-40607号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 不明 B 船長B 男性 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年3月16日 免許証交付日 平成27年12月22日 (平成33年12月19日まで有効)
死傷者等	A 不明 B なし
損傷	A 不明 B 右舷中央部に亀裂、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、南西進中、A船の船首がB船の右舷中央部に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、鹿児島市磯海水浴場と小池海岸

	とのほぼ中間に位置する桜島港北方沖の釣り場に向け、平成２８年３月１２日０９時００分ごろ鹿児島県始良市重富漁港を出港した。 Ｂ船は、船長Ｂが、０９時３０分ごろ目的地に至って錨を船首から入れ、操業しながら錨泊中、北東方を向いた船首方の先２～３km 付近にＡ船を認め、Ａ船が錨泊中のＢ船を避けてくれるものと思い、操業を続けていた。 Ｂ船は、船長Ｂが、約３００mの距離にＢ船に向かって接近するＡ船を見て、注意を喚起するためにホイッスルを吹いたが、Ａ船の針路が変わらず、至近になって危険を感じ、救命浮環を持って右舷側の海面に飛び込んだ後、Ａ船が衝突した。 船長Ｂは、救命浮環を振りながら大声を発して救助を求めて海上を漂流していたところ、本事故発生から約２０分が経過した頃、付近にいたプレジャーボートが気付き、救助された。 プレジャーボートの乗船者は、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 船長Ｂは、プレジャーボートの乗船者と共にＢ船を監視していたところ、巡視船が到着して間もない１４時２０分ごろ、Ｂ船の沈没を確認した。 船長Ｂは、巡視船で鹿児島港に運ばれ、その後帰宅した。 Ｂ船は、その後引き揚げられていない。 (付図１ 事故発生経過概略図 参照)
その他の事項	Ａ船は、衝突後、停船することなく、航行を続けた。 Ｂ船は、水深約８０mの場所で錨索を約１２０m繰り出し、重さ約２３kgの唐人錨を投入して錨泊していた。 Ｂ船は、本事故当時、錨泊中を示す黒色球形形象物を表示していなかった。 船長Ｂは、Ａ船が貨物船で、その船底が茶色であったこと以外に何も記憶していなかった。 船長Ｂは、救命胴衣を着用していた。 本事故を目撃した者はいなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	Ａ 不明、Ｂ なし Ａ 不明、Ｂ なし Ａ 不明、Ｂ なし Ｂ船は、桜島港北方沖において錨泊中、Ｂ船の右舷中央部と南西進中のＡ船とが衝突したものと考えられるが、Ａ船を特定できなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 Ｂ船は、錨泊中、黒色の球形形象物を表示しなければならなかった。
原因	本事故は、桜島港北方沖において、Ａ船が南西進中、Ｂ船が錨泊

	中、両船が衝突したものと考えられるが、衝突した船舶を特定できないことから、衝突の原因を明らかにすることができなかった。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 錨泊する際は、黒色の球形形象物を表示すること。

付図 1 事故発生経過概略図

